

宗像市立学校給食調理等業務委託(区分4)仕様書 新旧対照表

令和3年度公示分(旧)				今回公示分(新)			
2 履行場所 (略) 令和3年9月1日推計の1日当たりの食数及び令和3年5月1日時点のアレルギー対応対象児童生徒数については、下表のとおり。また、アレルギー対応対象児童生徒数は1日当たりの食数の内数。				2 履行場所 (略) 令和7年9月1日推計の1日当たりの食数及び令和7年5月1日時点のアレルギー対応対象児童生徒数については、下表のとおり。また、アレルギー対応対象児童生徒数は1日当たりの食数の内数。			
学校名	所在地	1日当たりの食数	アレルギー対応対象児童生徒数	学校名	所在地	1日当たりの食数	アレルギー対応対象児童生徒数
河東小学校	宗像市稲元5-1-2	822食	25人	河東小学校	宗像市稲元5-1-2	824食	32人
河東西小学校	宗像市樟陽台1-15-7	725食	26人	河東西小学校	宗像市樟陽台1-15-7	693食	18人
河東中学校	宗像市城西ヶ丘6-15-1	690食	10人	河東中学校	宗像市城西ヶ丘6-15-1	780食	27人
玄海東小学校	宗像市田野1382	144食	5人	玄海東小学校	宗像市田野1382	118食	2人
地島小学校	宗像市地島428-1	16食	0人	地島小学校	宗像市地島428-1	17食	1人
玄海小学校 玄海中学校	宗像市江口965	小学校108食 中学校108食	小学校11人 中学校1人	玄海小学校 玄海中学校	宗像市江口965	小学校102食 中学校138食	小学校6人 中学校14人
合 計		2,613食	78人	合 計		2,672食	100人
3 履行期間 契約日の翌日から令和8年7月31日までとし、履行場所での履行開始は令和4年8月1日とする。履行開始の日には給食施設における食品衛生法に規定する営業許可(注1)(以下、「営業許可」という。)が必要である。 (略)				3 履行期間 契約日の翌日から令和12年7月31日までとし、履行場所での履行開始は令和8年8月1日とする。履行開始の日には給食施設における食品衛生法に規定する営業許可(注1)(以下、「営業許可」という。)が必要である。 (略) <u>履行期間中に営業許可の更新申請が必要となる施設について、受注者は、期限までに更新の許可を受け、履行期間内かつ申請した年の年度末までにその事実が確認できる資料を発注者に提出するものとする。</u>			
6 委託料 受注者は履行開始後、月末締めで発注者が受注者の業務完了を確認した後に発注者の指定する方法により発注者に月単位で委託料を請求するものとする。この委託料の金額は業務委託料を48月で除して得た金額(100円未満の端数は切り捨てるものとし、切り捨てた額の合計は最終の請求に加える。)に適法な消費税及び地方消費税相当額を加えた金額とする。 受注者は営業許可申請手数料相当額を請求する場合は履行開始の年度末ま				6 委託料の支払 <u>委託料の支払いは、履行初年度の8月分から行う。</u> 受注者は、月末締めで発注者が受注者の業務完了を確認した後、翌月1日以降発注者に対し受注者所定の請求書により請求し、発注者は適正な請求書を受領した日から起算して30日以内に支払うものとする。 この委託料の金額は業務委託料を48月で除して得た金額に適法な消費税及び地方消費税相当額を加えた金額とする。			

で確認資料を添付して発注者に請求するものとする。

(略)

7 業務内容

(1) 調理業務、清掃業務等に関すること

④調理

7 業務内容

(1) 調理業務、清掃業務等に関すること

⑧廃棄物(残菜等)の整理

エ 廃油の回収にあたっては、回収事業者から「収集量確認表」(参考様式⑦)を受け取り、記載内容を確認のうえ、栄養教諭等に提出すること。

7 業務内容

(1) 調理業務、清掃業務等に関すること

⑩定期清掃等の実施

8 調理等業務従事者

(2)業務遂行責任者及び業務遂行副責任者

①業務遂行責任者

(略)

ア 業務遂行責任者は、受注者の常勤職員で調理師の資格を有し、(略)

8 調理等業務従事者

(3)調理等業務従事者の届出等

①調理等業務従事者の届出

(略)

なお、業務遂行責任者については、調理師の資格を有することを(略)

10 給食施設、設備等の使用等

(略)

7 業務内容

(1) 調理業務、清掃業務等に関すること

④調理

エ 受注者は、献立および使用する食材料について、食育推進や市の政策等の観点から、発注者および栄養教諭等が決定した内容を尊重するものとする。

7 業務内容

(1) 調理業務、清掃業務等に関すること

⑧廃棄物(残菜等)の整理

エ 廃油の回収にあたっては、発注者が指定した期日までに廃油回収調査(様式6)フォームに回答すること。また、回収事業者から「納品書」(参考様式⑦)を受け取り、記載内容を確認のうえ、栄養教諭等に提出すること。

7 業務内容

(1) 調理業務、清掃業務等に関すること

⑩定期清掃等の実施

ウ フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号)に基づく業務用エアコン点検(目視による簡易点検)を各学期1回以上実施すること。また、その結果を(様式9)に記入し、学校長に提出すること。

8 調理等業務従事者

(2)業務遂行責任者及び業務遂行副責任者

①業務遂行責任者

(略)

ア 業務遂行責任者は、受注者の常勤職員で調理師もしくは栄養士の資格を有し、(略)

8 調理等業務従事者

(3)調理等業務従事者の届出等

①調理等業務従事者の届出

(略)

なお、業務遂行責任者については、調理師もしくは栄養士 の資格を有することを(略)

10 給食施設、設備等の使用等

10 給食施設、設備等の使用等

キ (略)このとき、受注者の負担において、給食施設、設備等を原状に復し、現物を弁償し、又はその損害を賠償すること。

10 給食施設、設備等の使用等

ク 受注者は、発注者が実施する給食施設の定期点検、修繕、設置等に立ち会うものとし、定期点検等の実施の確認を学校長又は栄養教諭等が行った後、その旨を発注者に報告すること。

10 給食施設、設備等の使用等

13 その他

(8)非常変災、大規模災害時の対応等

受注者は、非常変災、大規模災害等により、学校給食の実施が困難で、学校施設が避難場所に指定されたときは、発注者との連携を図り、避難者への炊き出しの支援など、最大限の協力をする。

13 その他

13 その他

(12)新型コロナウイルス感染症拡大防止対策について
(略)

エ 受注者は、施設ごとに、毎月末の水道メーターの値を水道メーター調査(様式20)フォームにて発注者に報告すること。

10 給食施設、設備等の使用等

ク (略)このとき、受注者の負担において、給食施設、設備等を原状に復し、現物を弁償し、又はその損害を賠償すること。なお、当該物品等の弁償に要する費用は受注者の負担とし、故意による損失、損害以外は従事者に負担させてはならない。

10 給食施設、設備等の使用等

ケ 受注者は、発注者が実施する給食施設の定期点検、修繕、設置等に立ち会い、終了の確認をするものとし、定期点検等の実施の確認を学校長又は栄養教諭等が行った後、その旨を発注者に報告すること。
なお、立ち会いの際は直接作業に対して修繕の依頼をせず、施設の栄養教諭等に申し出ること。

10 給食施設、設備等の使用等

コ 受注者専用の駐車場は設けていないが、校務に支障がない範囲で、一般来訪者用の駐車場等に駐車するものとし、その場合の駐車料金等の費用負担は不要とする。ただし、駐車中の事故や盗難などのトラブルについて、発注者および学校は責任を負わないものとする。

13 その他

(8)非常変災、大規模災害時の対応等

受注者は、非常変災、大規模災害等により、学校給食の実施が困難で、学校施設が避難場所に指定されたときは、発注者との連携を図り、避難者への炊き出しの支援など、最大限の協力をする。

受注者は、調理等業務従事者が学校施設での作業中に、災害発生またはそのおそれが高い状況に置かれた場合、作業終了後であっても安全確保のために学校施設内に留まる等、命を守る行動を取らせること。

13 その他

(10)試作調理

発注者が指示する場合、令和8年8月の給食開始前に1日間、発注者作成の献立により試作調理を実施する。なお、試作費用は、受注者の負担とする。

13 その他

(12)新型コロナウイルス感染症拡大防止対策について
削除

13 その他

(13)試食提供について

宗像市立地島小学校では学校給食を地島に設置されている私立幼稚園の園児等へ試食(令和3年4月1日時点では3食)を提供している。

(略)

13 その他

(13)試食提供について

宗像市立地島小学校では学校給食を地島に設置されている私立幼稚園の園児等へ試食(令和7年4月1日時点では3食)として提供している。

(略)